○厚生労働省告示第八十三号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第八条第一項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

「成立している者」の下に「又は医師の診断書その他のハンセン病を発病した年月日を明らかにすることができる書類によりらい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間にハンセン病を発病したことを証明することができる者」を加える。

○厚生労働省告示第八十四号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十四日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号の表を次のように改める。

地域区分	支援の種類		割合
一級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千百二十四
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）又は基準該当児童発達支援事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百二十
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
	医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千百二十
			主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千百五十二
	保育所等訪問支援			千分の千百二十四

障害児入所支援											
指定福祉型障害児入所施設において行う場合											
主として知的障害のある児童を入所させる場合		主として自閉症児を入所させる場合	主として盲児を入所させる場合		主としてろうあ児を入所させる場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合				
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合		当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	障害児相談支援	児童発達支援
千分の千百十二	千分の千百二十四	千分の千百二十二	千分の千百十	千分の千百二十四	千分の千百二十	千分の千百二十四	千分の千百二十八	千分の千百二十四	千分の千	千分の千百二十	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合
											千分の千九十九
											千分の千百二十二